

アジール跡地における無主物先占的空地の実態に関する研究

おおつ よう

建築学専攻
建築設計研究

MJ23025 大津 洋
指導教員 西沢 大良

1. 背景と目的

アジールとは「聖域」や「無縁所」、「不可侵領域」などの意味で用いられる言葉であり、人々が逃げ込む場所や自治的な活動を容認される場として存在していた。

都市国家や幕府政権などの世俗的権力や武力が社会を支配するような、統治国家成立以前にはアジールがあらゆる場所に存在していたように思える。このような場所や特殊な風習は国家権力が社会を支配し、浸透していくにつれ衰退し、消滅したとされている。

しかしながら、アジールやアジール法といったものは時代の流れに影響を受け、形態を変化させながら成立するものであることを考慮すれば規模は小さくなりはずるものの、現代にもアジールと呼ばれるような空間や風習が存在すると筆者は考える。

本研究では現代コモンズの考え方を取り入れ、アジール跡地に残存する、現代における無縁性を帯びた空間に対して建築・都市計画的目線からアプローチすることを目的としている。

2. 対象地域・研究対象

対象とするアジール跡地は網野善彦氏執筆の「無縁・公界・楽」(平凡社)、「日本中世都市の世界」(筑摩書房)に記載された無縁所や公界所と呼ばれるような場所を対象を絞った。対象地域は関東圏(茨城県、(栃木県)、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の一都六県に設定し、計21ヶ所の跡地を対象とした。

無論、他県にもアジールは存在していることは明らかであるが、時代を通して鎌倉幕府や江戸幕府といった大きな権力が関東圏に集中していたことを加味すると、権力との関わり合いが強かったと思われる関東圏が調査対象としてはアジールの意味合いが強いのではないかと判断した。

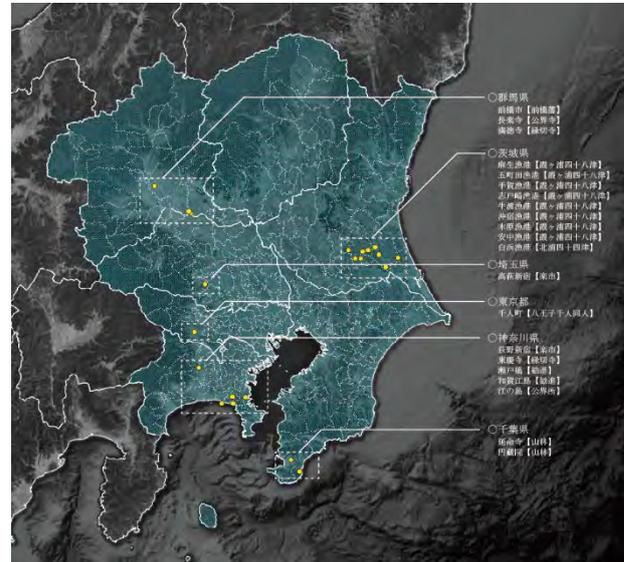


図1 関東圏アジールマップ (筆者作成)

ニューコモンズの考え方を基盤に、現代都市においてアジールとなりうる可能性を秘めた空間の一例として、本研究における対象を「空地」に絞り込んだ。

但し、本研究において、調査対象に値する空地は2つの要素を満たすことを条件とする。1つ目が「利用用途が限定されない空地」であり、2つ目が「人々が自由に出入り可能である(ように感じられる)空間」ことである。公共が整備する空間は用途が与えられ、使用する集団の性質が限定される。そういった空間を弾くために上記の2条件を設定した。(この2条件を満たす空地を無主物先占的空地と称する。)

調査過程において、無主物先占的空地では所有権が歪になることで生まれる生活の営みや特殊な表出が発生することが確認された。また、土地の所有者や利用者、それらに準ずる関係者以外の第三者から見た場合、無主物先占的空地が誰のものであるかはっきりしない側面を持ちながら、空地内部では多様な用途で利用され占有されているといった二面性を持つ性格を持っており、近代都市計画から逸脱している空間として認識できると考えた。

3. アジール跡地における人為的影響度

第一段階として、都市スケールレベルで見た場合の広域的な人為的影響度調査を行った。人為的な影響を客観的に図る一つの指標になる現存植生図における植生自然度調査【出典：環境省 自然環境局 生物多用センター】を利用した。

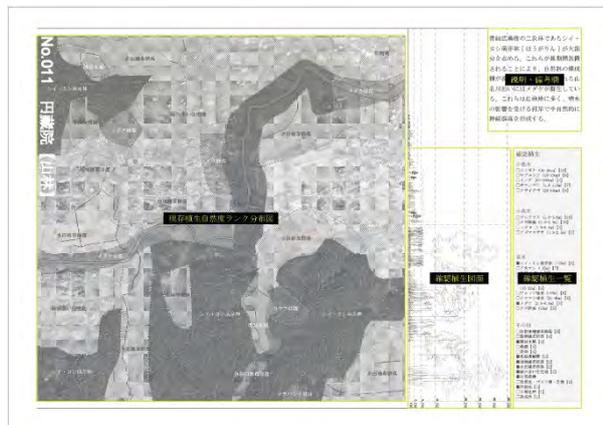


図2 DataSheet Sample【現存植生自然度ランク分布図】

現存植生図とは人為による影響度合に応じて植物群落を10ランクの植生自然度に区分したものであり、アジール跡地においてはすべてのランクを確認している。データシートでは人為的影響度が少ない（土地本来の自然植生が多く残るもの）もの程、色が濃くなるよう塗分けしている。アジール跡地ではその特異な環境において群生する植物や人間の生活とリンクした植生が多く見受けられ、切り離すことのできない関係であることが見て取れる。

4. 無主物先占的空地について

第二段階では、スケールを大きく落とし、無主物先占的空地における空間形態と利用実態についての調査を行った。

空間形態として地面素材、空地を作る境界の素材と管理状態のプロットを行った。利用実態については①管理された雑草地、②放置された雑草地、③ゴミ捨て場、④資材置き場、⑤園芸地等の表出、⑥駐車場の6タイプが確認された。

空地内部では地面素材に対応する利用方法や、隣地との境界線を自作の工作物で仕切る、境界となる生垣は手入れされるものの外の雑草地は放置されるものなど、独自の空間形態が確認された。

これらをデータシートにおいて、図面に起こすことで各

跡地同士を比較可能としている。



図3 DataSheet Sample【無主物先占的空地分布図】

5. 設計編

設計編では上記のデータシートを比較検討したうえで、敷地、プログラムを設定した。

敷地：霞ヶ浦稲敷郡美浦村木原地区

美浦村木原地区では村独自の空地に関する美化条令が制定されている。美浦村環境美化条令における第三章では、所有者に対して空き地を危険状態にならないように管理していくことが課せられている。（空き地の危険状態：雑草の繁茂、枯草の密集、廃棄物投棄の場、物置の場、駐車場の場として放置され、環境衛生上、防犯上危険とみなされる状態）

これはまさしく無主物先占的空地そのものであり、地域で包括的に空間を管理することへの必要性に言及していると捉えられるのではないだろうか。

その他、木原地区ではこれらの雑草地の除去や環境美化活動を目的とした組織が存在する。彼らは、民間人（子供会や老人会、婦人会等）が中心となり地域の環境を保全する活動を行っている。

このような資材置き場や雑草繁茂地を含む危険状態の空地が集積した街区において、集会用途を含むまちづくり施設を設計する。設計では無主物先占的空地ならではの境界のあいまいさによる空間形態や所有権の歪みを利用したプログラムを取り入れる。集会施設その他、環境美化装置としての機能をもつ花壇や不特定の人々が利用可能な駐車場や漁具倉庫や共有道をプログラムに取り入れることで周辺の環境を巻き込みながら空間が保全される設計を目指す。